

平成28年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年9月13日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成28年9月15日	午後3時37分
	閉 会	平成28年9月15日	午後4時04分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名 欠 席 1 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	欠	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	出	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

13番	石 川 博 己	14番	喜 納 政 樹
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲 宗 根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	宮 城 健	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋 富 祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教 育 委 員 会 事 務 局 長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

議 事 日 程

9月15日（木） 3日目

日程番号	議案番号	件 名
1	報告第1号	決算審査特別委員会委員長報告 (報告)
2	議案第50号	平成27年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採決)
3	議案第51号	平成27年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
4	議案第52号	平成27年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
5	議案第53号	平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採決)
6	議案第54号	平成27年度本部町水道事業会計決算認定について (採決)
7	議案第55号	本部町教育委員会委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)
8	陳情第1号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (採決)
9	陳情第2号	県産品の優先使用について (採決)
10	決議第4号	本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
11	決議第5号	議員派遣の件 (採決)
12	意見書第5号	東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 島袋吉徳** これから本日の会議を開きます。 開 議（午後 3 時 37 分）

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第 1. 報告第 1 号、議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 54 号 平成 27 年度水道事業会計決算認定についての 5 件につきましては、本日、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。西平 一議員。

○ **決算審査特別委員会委員長 西平 一** 報告第 1 号、平成 28 年 9 月 15 日。本部町議会議長島袋吉徳殿。決算審査特別委員会委員長 西平 一。

委員会審査報告書。（1）議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。（2）議案第 51 号 平成 27 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。（3）議案第 52 号 平成 27 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。（4）議案第 53 号 平成 27 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。（5）議案第 54 号 平成 27 年度本部町水道事業会計決算認定について。本委員会は、平成 28 年 9 月 14 日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第 77 条の規定により別紙のとおり報告します。

ページを開けていただきまして、決算審査特別委員会報告。1、付託事件、（1）議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。（2）議案第 51 号 平成 27 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。（3）議案第 52 号 平成 27 年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。（4）議案第 53 号 平成 27 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。（5）議案第 54 号 平成 27 年度本部町水道事業会計決算認定について。

2、審議結果、（1）議案第 50 号 認定すべきものと決定する。（2）議案第 51 号 認定すべきものと決定する。（3）議案第 52 号 認定すべきものと決定する。（4）議案第 53 号 認定すべきものと決定する。（5）議案第 54 号 認定すべきものと決定する。以上で報告を終わります。

○ **議長 島袋吉徳** 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

日程第 2. 議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 50 号 平成 27 年度本部町一般会計歳入歳出決算認定に

については、認定することに決定しました。

日程第3．議案第51号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第51号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成27年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第4．議案第52号 平成27年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第52号 平成27年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成27年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第5．議案第53号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第53号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 平成27年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第6．議案第54号 平成27年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから議案第54号 平成27年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定するものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第54号 平成27年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第55号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 議案第55号 本部町教育委員会委員の選任同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記。住所 沖縄県国頭郡本部町字渡久地715番地。氏名 知念正昭。生年月日 昭和26年4月28日。平成28年9月13日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、平成28年9月30日をもって任期満了を迎えるにあたり、引き続き教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

なお、関係資料を添付してありますのでご参照ください。以上であります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第55号 本部町教育委員会委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 本部町教育委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8. 陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用については、採択されました。

日程第9. 陳情第2号 県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第2号 県産品の優先使用については、採択されました。

日程第10. 決議第4号 本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 西平 一議員。

○ 3番 西平 一 決議第4号、平成28年9月15日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者、本部町議会議員 西平 一。賛成者、本部町議会議員 宮城達彦。賛成者、本部町議会議員 仲間厚洋。本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議。上記の決議を、別紙

のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議。

本部町と南富良野町は昭和62年及び平成元年の国民体育大会のカヌー競技がとりもつ縁で気候風土の特色の違いを活かし、児童生徒の交流を通して友好関係を続け、平成8年7月19日に友好の町盟約書を締結しました。

平成3年からはじまった交流事業において本部町からは380名の児童生徒が南富良野町への体験交流に参加し、南富良野町からは574名の児童生徒が本部町での体験交流に参加しております。この交流事業をとおして町の未来を担う子ども達の視野は広がり大きく成長することができたと実感しております。子ども達には限りない可能性があります。その可能性を伸ばすためにもこの交流事業を発展継承しなければならいと考えております。このように長い交流の間、南富良野町にはたいへんお世話になっており、誠に感謝の念に耐えません。

さて、この度交流を続けてきた南富良野町が8月末日からの台風の影響による大雨で河川の決壊等、甚大な被害を被ったことに対し心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い災害からの復興を願うものであります。

これまでの南富良野町との交流の経緯、絆を考えると、本町はできうる限りの援助を行うべきと考えます。

行政当局におきましては南富良野町の被災状況を把握するとともにどのような援助が必要かを南富良野町と調整していただきたいと思っております。

本部町議会として、行政の速やかな対応を要請いたします。

平成28年9月15日、沖縄県本部町議会。宛先、本部町長宛。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第4号 本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第4号 本部町の友好の町 北海道南富良野町被災支援に関する要請決議については、原案のとおり可決されました。

時間を延長します。

日程第11. 決議第5号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第3号 議員派遣の件については、別紙のとおり可決さ

れました。

日程第12. 意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。14番 喜納政樹議員。

○ 14番 喜納政樹 意見書第5号、平成28年9月15日。本部町議会議長 島袋吉徳殿。提出者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 知念重吉。賛成者、本部町議会議員 仲間厚洋。東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書。

沖縄防衛局は、参議院議員選挙日翌日の7月11日早朝、ヘリパッド工事再開に向けた資材の搬入を行い、申請文書の手続なども合わせて進めた。

今回の東村高江での米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事は、米軍が不要となった北部訓練場の一部を返還する一方で訓練環境の刷新となり、施設自体の最新化を図る機能強化である。この構図は、老朽化した普天間基地の返還をちらつかせた最新鋭の巨大軍事基地である辺野古基地建設計画と同一である。一方で、過重な基地負担による事件や事故に対して、県民総意で負担軽減を求めているにも拘わらず、米軍の運用を優先し、米軍に都合のよい施設を温存強化する欺瞞に満ちた政策と工事の強硬は、県民を愚弄し、断じて容認できない。

また、東村高江の集落を囲むように米軍北部訓練場ヘリパッド建設が計画・強行されているが、既設のN4地区へのヘリパッドにおけるオスプレイの夜間着陸訓練により高江小中学校の児童生徒が睡眠不足で学校を休むなど、住民生活や環境破壊、生態系破壊をも危惧され看過できない。

こうした中、全国から警察官を大量動員し、抗議行動を制限するための違法な県道封鎖を行い検問したばかりか、免許証提示を求めるなど違法な情報収集は、県民への抑圧であり弾圧そのものである。表現の自由や基本的人権の侵害、憲法違反の観点からも到底容認できない。

よって、本部町議会は、政府が辺野古新基地建設同様に東村高江におけるヘリパッド建設においても耳を傾けることなく、権力により力づくで県民の民意と行動を圧殺しようとする暴挙に強く抗議するとともに、建白書の精神に基づくオスプレイの配備撤回及び米軍北部訓練場ヘリパッド建設を含む、新基地建設のための工事を直ちに中止するよう強く要請する。

平成28年9月15日、沖縄県本部町議会。宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、沖縄防衛局長、沖縄県公安委員会委員長、沖縄県警察本部長。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

異議ありの発言がありますので、これから意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案に、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(起立少数)

起立少数です。したがって意見書第5号 東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事の強行に伴う過剰警備に抗議し、工事の即時中止を求める意見書については、否決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第6回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において決議した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第6回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 石 川 博 己

本部町議会議員 喜 納 政 樹